

第八次総合計画に対する政策提言

政策課題① ● 個性ある地域づくりの推進と更なる一体感の確保

【政策提言①】 地域づくり活動の促進に向けた仕組みづくり

1. 協働のまちづくりに対する市民意識の醸成と推進体制の整備を

現在、各地域において、協働のまちづくりの担い手とされる自主運営組織の設立に向け、準備委員会が開催され議論が重ねられているが、地域により、進捗度合いが異なっている。

市は、地域に対して、平成27年度からの開始を念頭に本年8月までに組織体制を構築するよう求めているが、地域によっては協働のまちづくりの理念が理解されないまま実施に移されるのでは、との懸念もある。

協働のまちづくりをすすめるにあたっては、

①協働のまちづくりに対する市民意識の醸成を図ること

②地域づくり活動に対する主体性・柔軟性・専門性を尊重する行政の支援

③地域と行政が地域づくりの方向性について、その思いを共有すること 等が重要である。

とりわけ、協働のまちづくりに対する意識のより一層の醸成が必要であるため、更なる啓発を行うとともに、市民・自主運営組織・行政職員に対する研修の場の創設、地域づくり活動を担う人材等の育成を図るべきである。

また、協働のまちづくりへの取り組みは、組織を構築して終わりということではなく、地域と行政があるべき姿を共有しながら、十分な議論をすすめるなかで、熟度を増していく取り組みでもある。

このため、地域の意見の反映、企画・運営、財源（地域振興特別予算に替わる新たな財政支援制度）、まちづくり方針の決定等、推進に伴うさまざまな課題への対応が図れるよう、相談窓口や支援体制を整えるべきである。

加えて、協働のまちづくりの推進にあたっては、行政が一丸となって取り組むことが望まれるため、協働のまちづくりプロジェクトチームを設置する等、各部署が強固に連携して取り組むことができる組織体制、職員自らが地域づくりのために積極的に関わることのできる体制を構築すべきである。

なお、自主運営組織や事務局のあり方、町内会や地区（地域）社会教育委員会（協議会）等の既存組織との関係等については、これらの取り組みが粗雑になると、協働のまちづくりの担い手としての自主運営組織が機能しなくなる恐れがあるため、早急に整理すべきである。

2. 地域と行政が対等の立場で地域づくりについて議論できる場の検討を

地域づくりには、さまざまな側面がある。

市は、地域審議会を廃止し、これまで地域審議会が担ってきた地域の課題や振興策等を協議するという役割や機能を自主運営組織（企画調整機能部分）に担わせるとしているが、こうした位置づけが地域にとって、過度な負担となるのでは、地域づくりについてあまりにも地域（自主運営組織）に委ねすぎているのでは、との懸念がある。

また、地域においては、そうした役割や機能についての理解と認識が十分でない感がある。

これからの地域づくりは、協働という理念のもと、地域と行政という2つの主体が相互補完関係のなかで、地域がすすめるまちづくり、行政がすすめるまちづくり、地域と行政がともに手を取り合ってすすめるまちづくりを総合的にすすめる必要がある。

そのためにも、地域の代表者、行政の代表者等が対等の立場で、地域づくりについて総合的かつ中長期的な視野から議論できる場が必要である。

今後、自主運営組織（企画調整機能部分）が地域の課題や振興策等を協議する場となるが、そうした位置づけで、地域と行政が対等の立場で地域づくりについて議論できる場として機能するのか、十分に検討すべきである。

3. 支所が果たすべき役割や機能の再整理を

市は、平成26年度をもって、地域審議会や地域振興特別予算の制度を終了するとしている。

合併関係町村においては、支所に期待する地域の声が大きいため、地域審議会や地域振興特別予算の制度の終了に伴い、改めて、支所が果たすべき役割や機能、とりわけ、支所長の権限について、地域との関係、本庁との関係を含めて整理すべきである。